

令和2(2020)年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験(第2次)問題

試験科目名： 労働法

持込み等： ①判例のない法令集

問題 下記の設例1から設例4に示された議論の当否を、法的論点を指摘しながら、それぞれ論じなさい(解答の順序は問わないが、冒頭に必ず設例の番号を付すこと)。

【設例1】(配点25点)「会社が有能な労働者を育成するために海外留学制度を設けている場合、その制度は資金を出す会社のためにある。だから、帰国後の労働者が会社の承諾を得ず勝手に退職した場合には、会社は、当然、留学費用の返還を労働者に対して求めることができる。」

【設例2】(配点25点)「有期雇用労働者の存在は、会社にとって“景気の調整弁”だと言われる。それは、景気が悪くなって需要が落ち込んだ場合に、有期労働契約を締結して就労している労働者を、会社がいつでも自由に解雇できるということを意味している。」

【設例3】(配点25点)「労働協約は、あくまで労働組合との合意に基づく以上、たとえ労働者の労働条件を不利益に変更する内容であっても、労働組合法16条の効力には影響がない。これは、労働組合法17条に基づいて労働協約の適用を受ける労働者においても同様である。」

【設例4】(配点25点)「労働契約も契約である以上、契約内容たる労働条件は当事者の合意によって自由に設定できる。したがって、就業規則に基づいて設定された労働条件を労働者に不利益に変更する場合にも、適用対象の労働者との合意さえあれば、当該合意の効力がそのまま生じることになる。」